

島根県報

平成26年3月31日(月) **号外 第 6 1 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次	

【病院局規程】

島根県病院局事務処理規程の一部改正	2
島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	2
島根県病院局職員宿舎管理規程の一部改正	3
島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程	4

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第2号

島根県病院局事務処理規程(平成19年島根県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第33条第1項中「押なつ」を「使用」に改め、同条第3項に次のただし書を加え、同項を同条第4項とする。

ただし、第2項の場合においては、当該使用簿への記入を要しないものとする。

第33条第2項中「前項」を「前2項」に、「公印なつ印済み」を「公印使用済み」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公印取扱主任は起案文書の添付に代えて、システムにより審査することができる。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第3号

島根県病院局職員の給与に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。 平成26年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第14条第1項第2号中「第33条の4」を「第33条の7」に改める。

第15条第3項中「前項に」を「同項に」に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6 (第3条関係)

医療職給料表(2)級別職務分類表

組織級	本	局	病院
1級			診療放射線技師
			臨床検査技師
			管理栄養士
			臨床工学技士
			理学療法士
			作業療法士
			歯科衛生士
			歯科技工士
			言語聴覚士
			視能訓練士
2級			薬剤師
			診療放射線技師
			臨床検査技師
			管理栄養士
			臨床工学技士

		理学療法士
		作業療法士
		歯科衛生士
		歯科技工士
		言語聴覚士
		視能訓練士
3級		※主任
4級		※主任
5級		副科長
		※専門員
6 級	上席調整監	医療技術局長
		薬剤局長
		医療技術局次長
		薬剤局次長
		科長
		調整監
7級		医療技術局長
		薬剤局長

備考 科長は、管理者が別に定めることで、1級下位の級に置くことができる。

別表第7の5級の項中「※副看護師長」を「副看護師長」に改め、同表の備考中「この表中※印の付された職」を「副看護師長」に改める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員宿舎管理規程(平成19年島根県病院局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。 平成26年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表中央病院の部北本町共同宿舎の項を削り、同部中

Γ

小山医師共同宿舎2号棟(北)	出雲市小山町56
小山医師共同宿舎1号棟(南)	出雲市小山町56
小山職員共同宿舎	出雲市小山町38
看護師宿舎 (若葉寮)	出雲市渡橋町161

を

Γ

小山医師共同宿舎1号棟	出雲市小山町56
小山医師共同宿舎2号棟	出雲市小山町56
小山職員共同宿舎 3 号棟	出雲市小山町38
小山職員共同宿舎 4 号棟	出雲市小山町38

に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第5号

島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程

目次

第1章 総則(第1条)

- 第2章 行政財産の目的外使用及び貸付け(第2条-第15条)
- 第3章 普通財産の貸付け(第16条-第25条)
- 第4章 補則(第26条・第27条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第3項の規定に基づき、島根県病院事業の用に供する行政財産(以下「行政財産」という。)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により使用させる場合の使用料の徴収及び普通財産を地方自治法第238条の5第1項の規定により貸し付ける場合の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
 - 第2章 行政財産の目的外使用及び貸付け

(行政財産の使用許可の申請)

- 第2条 地方自治法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(様式第1号)又は行政財産一時使用許可申請書(様式第2号)により病院事業管理者に申請しなければならない。
- 2 職員が通勤の用に供する自動車を駐車するため行政財産の使用の許可を受けようとする場合における前項の規定による行政財産使用許可申請書による申請については、病院事業管理者が別に定める。

(許可書の交付)

第3条 病院事業管理者は、前条第1項の規定により申請した者に対し、行政財産の使用を許可するときは様式第2号又は様式第3号の使用許可書を交付し、許可しないときはその旨を通知するものとする。

(使用許可の基準)

- 第4条 行政財産の使用を許可することのできる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 国、他の地方公共団体その他公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため特に必要と認められる場合
 - (2) 職員、入院患者等のため食堂、売店、理髪所、公衆電話機、自動販売機、郵便差出箱等を設置させる場合
 - (3) 電気、ガス又は水道事業その他の公益事業の用に供するため特に必要と認められる場合
 - (4) 公の学術研究、公の施策の普及宣伝その他公共目的のため使用させる場合
 - (5) 社会教育又はスポーツの振興等を図るため短期間使用させる場合
 - (6) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合
 - (7) 職員の通勤の用に供する自動車を駐車させるため使用させる場合
 - (8) その他病院事業管理者が特に必要と認める場合

(使用期間)

第5条 行政財産の使用期間は、1年以内とする。ただし、病院事業管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用目的及び原状変更等の制限)

第6条 行政財産の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に係る行政財産の使用の目的又は原状を変更してはならない。ただし、病院事業管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用財産の引渡し)

第7条 病院長は、行政財産の使用期間が満了したとき又は使用者がその使用をやめたときは、速やかに当該行政財産の 実態を調査し、異状のない旨を確認した後、引渡しを受けなければならない。

(使用料)

- 第8条 使用者は、次条から第12条までに定めるところにより行政財産の使用に係る使用料を納付しなければならない。 (使用料の額)
- 第9条 使用料の年額は、次の各号の定めるところによる。ただし、営利を目的として行政財産を使用する場合にあっては、近傍類地の地代又は近傍同種の建物の家賃を考慮して病院事業管理者が別に定めるところによる。
 - (1) 土地の使用に係る使用料の額 当該使用に係る土地の評価額に100分の3を乗じて得た額(当該乗じて得た額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
 - (2) 建物の使用に係る使用料の額 当該使用に係る建物又はその部分の評価額に100分の6を乗じて得た額(当該乗じて得た額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)と当該建物又はその部分の敷地について前号の規定を適用して算定した額との合計額
- 2 使用の期間を、月、日又は時間で定める場合における使用料の額は、月で定めた場合にあっては前項の額に12分の1を乗じて得た額を1月の額とし、日で定めた場合にあっては同項の額に365分の1を乗じて得た額を1日の額とし、時間で定めた場合にあっては1日の額に8分の1を乗じて得た額を1時間の額とする。これらの場合において、当該乗じて得た額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第1号又は第13号に該当する使用以外の使用に係る使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額(当該乗じて得た額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4 第1項に規定する評価額は、土地にあっては近傍類地の取引価格、不動産鑑定士その他不動産の評価について信用のある者の意見等を、建物にあっては残存価格等を考慮して病院事業管理者が評価した額とする。

(使用料の減免)

- 第10条 病院事業管理者は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。
 - (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第3条に規定する共済組合において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
 - (2) 行政財産の取得又は保存について費用を負担した者に対して使用させるとき。
 - (3) 病院事業管理者が、公益上又は病院の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるとき。 (使用料の納付)
- 第11条 使用料は、島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第15条により発行する納入通知書により納めなければならない。

(許可の取消し)

- **第12条** 病院事業管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は公用若しくは公共用に供するため必要を生じたときは、行政財産の使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) 法令に違反したとき。
 - (2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用料を納付しないとき。

(委任)

- 第13条 病院事業管理者は、行政財産の使用に係る権限に属する事務のうち次に掲げるもの(建物又は堅固な工作物を新たに設置する場合に係るものを除く。)を当該行政財産が所属する病院長に委任する。
 - (1) 第3条の規定による許可
 - (2) 第10条の規定による使用料の減免
 - (3) 前条の規定による許可の取消し

(行政財産の貸付け等)

- **第14条** 行政財産は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、これを貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権 を設定することができる。
 - (1) 病院の事務又は事業の遂行に支障が生じるおそれがないこと。
 - (2) 行政財産の管理上支障が生じるおそれがないこと。
 - (3) 公序良俗に反し、社会通念上不適当でないこと。
 - (4) 特定の個人、団体又は企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとならないこと。
 - (5) 公共性又は公益性を損なうおそれがないこと。
 - (6) 行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがないこと。
- 2 行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定しようとする場合は、次章の規定を準用する。この場合において、第22条第1項中「土地に対する地上権」とあるのは「土地に対する地上権又は地役権」と、「地上権設定財産」とあるのは「地上権又は地役権の設定に係る財産」と読み替えるものとする。

(行政財産の無償貸付け等)

- 第15条 行政財産は、次に掲げる場合においては、これを無償又は時価よりも低い価額で貸付けその他の方法により使用させること(以下「無償貸付け等」という。)ができる。
 - (1) 日本赤十字社の業務用施設の用に供するとき。
 - (2) 地震、火災、水害等により著しい災害を受けた地方公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
 - (3) 病院の事務又は事業の遂行上適当であると認めるとき。
- 2 前項の規定による無償の貸付けその他の方法による使用は、使用する者の当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行わせることができない。

第3章 普通財産の貸付け

(普通財産の貸付けの申請)

第16条 普通財産の貸付けを受けようとする者(以下「借受人」という。)は、県有財産借受申請書(様式第4号)を病 院事業管理者に提出しなければならない。

(貸付期間)

第17条 普通財産を貸し付けることができる期間は、1年以内とする。

(貸付料)

第18条 普通財産の貸付料については、第8条から第12条までの規定を準用する。

(貸付契約書)

- **第19条** 普通財産の貸付契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、特別の理由があると認めると きは、この限りでない。
 - (1) 借受人の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
 - (2) 貸付財産の表示及び数量
 - (3) 指定用途及び指定期日

- (4) 貸付期間に関すること。
- (5) 貸付料の額、納期及び納入方法並びに延滞金に関すること。
- (6) 貸付期間中に公用又は公共用に供する必要を生じたときの契約解除に関すること。
- (7) 貸付財産の指定用途外使用、転貸及び権利譲渡の禁止並びに違約金に関すること。
- (8) 貸付財産の原状変更の承認に関すること。
- (9) 契約の解除、貸付財産の返還及び原状回復又は損害賠償に関すること。
- (10) 借受人の投じた有益費の放棄に関すること。

(借受人の住所、氏名等の変更届)

- 第20条 借受人又は承継人は、次に掲げる事由が生じたときは、直ちに財産借受人住所、氏名等変更届(様式第5号)に 証明書類を添えて病院事業管理者に提出しなければならない。
 - (1) 借受人が住所、氏名(法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)を変更したとき。
 - (2) 相続又は法人の合併により貸付財産に関する権利又は義務を承継したとき。

(貸付財産の返還)

第21条 貸付期間の満了又は貸付契約の解除により貸付財産の返還を受けるときは、借受人の立会を求め、当該普通財産 について実地に検査しなければならない。

(地上権の設定)

- 第22条 第16条及び第18条から前条までの規定は普通財産である土地に対する地上権の設定について準用する。この場合において、「県有財産借受申請書(様式第4号)」とあるのは「県有財産地上権等設定申請書(様式第6号)」と、「貸付料」とあるのは「地代」と、「貸付期間」とあるのは「存続期間」と、「借受財産」とあるのは「地上権設定財産」と、第19条第2号中「及び数量」とあるのは、民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権の設定について準用する場合にあっては、「、地下又は空間の上下の範囲及び数量」と読み替えるものとする。
- 2 地上権の存続期間は、1年以内とする。ただし、病院事業管理者が別に定める場合を除く。 (短期の貸付けの特例)
- **第23条** 第19条の規定にかかわらず、短期の貸付けにおいては、契約書に代え県有財産借受書(様式第7号)によることができる。

(使用承認)

第24条 病院長は、県の他の機関の長から当該病院長が管理する公有財産について臨時的な目的又は配管類若しくは標識 柱類の設置等の目的で使用の申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、これを承認す ることができる。

(普通財産の無償貸付け等)

- **第25条** 普通財産は、次に掲げる場合においては、これを無償又は時価よりも低い価額で貸付けその他の方法により使用させること(以下「無償貸付け等」という。)ができる。
 - (1) 市町村において市町村道(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号の道路をいう。)の用に供するとき。
 - (2) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公共用に供する緑地、公園、ため池その他これらに類する施設の用に供するとき。
 - (3) 他の地方公共団体において病院、診療所又は助産所の用に供するとき。
 - (4) 他の地方公共団体又は公共的団体において学校若しくは社会福祉事業施設の用に供するとき又は日本赤十字社の業務用施設の用に供するとき。
 - (5) 地震、火災、水害等により著しい災害を受けた地方公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
 - (6) 行政財産の用途を廃止した場合において、当該行政財産の取得又は保存の費用を負担した者に対して、当該用途の廃止によって生じた普通財産を貸付けその他の方法により使用させるとき。

- (7) 病院の事務又は事業の遂行上適当であると認めるとき。
- 2 前項の規定による無償の貸付けその他の方法による使用は、使用する者の当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行わせることができない。

第4章 補則

(使用許可又は貸付台帳)

- 第26条 行政財産の使用を許可したとき又は行政財産若しくは普通財産の貸付契約を締結したときは、行政財産使用許可 (普通財産貸付) 台帳(様式第8号)を備え、使用者又は借受人の住所及び氏名、許可又は貸付契約締結の年月日並び に使用料又は貸付料その他必要な事項を記載して整理しなければならない。ただし、使用期間が1月に満たない場合そ の他台帳を備えつける必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- 2 前項の台帳のうち行政財産の使用の許可に係るものは、当該行政財産の所属する病院長が備えるものとする。 (実施細則)
- 第27条 この規程に定めるもののほか、公有財産の事務の取扱いに関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

島根県病院事業管理者 様

申請者 住 所(法人の場合は所在地)

氏 名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名) ⑥

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産の使用の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

	名		称					
	所	在	地					
使用を希望する財産	種		類	□土地	□建物]その他()
	構造	又はは	也目					
	使月	刊 数	量					(m²、m、本)
使用の目的	又后	は用	途					
使 用 希 🖺	星	期	間					
使用料の減額又は免	除の:	希望0	り有					
無及び希望をする場	合はる	その理	由					
その他必	要	事	項					
添付	書	ŧ	類	1 関係図面		2	法人にあっては、	法人の登記事項証明書
1.1	=		为只	3 その他必	要書類			

連絡先

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

島根県病院事業管理者様

申請者 住 所 (法人の場合は所在地)

氏 名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) 印

行政財産一時使用許可申請書

下記のとおり行政財産の一時使用の許可を受けたいので申請します。

記

使	用目	的		* 1	許	可	期	間	日間	
使	л р	пŋ		* i	iΤ	ΗJ	케	[F]	時間	
場		所		* 1	許	可	面	積	m²	
数		量		※ 使	用	料	調定	額	円	
期		間					電	気	円	
利	用の概	要及		※費用負担ト	※ 弗田 台 田	※费田台‡	>♥ 典田 台 扣	水	道	円
び	そのナ	ケ 法			※貧用負担	※ 質用貝担	暖	房	円	
使	用責信	壬 者				その)他	円		
そ	Ø	他		収	入		伏	況		

- 注 1 使用目的、現状等の変更の承認を受けようとするときは、変更事項をそれぞれ該当欄に記入して申請すること。
 - 2 利用の概要及びその方法の欄は、施設、人員等を具体的に記入すること。
 - 3 ※欄は記入しないこと。

指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付け申請のあった行政財産の一時使用について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、次の条件を付して許可します。

年 月 日

病院長

印

記

				H-C		
使	用	目	的		場所	
使	用	期	間		許 可 数 量	
使	月	月	料	円	算 定 の 根 拠	
		電	気	円		
		水	道	Ħ	使用料の支払	
内	訳	ガ	ス	П	方法及び期日	
	i	暖	房	円	D A 及 U 朔 I	
	その			円		
1						

使 用 条 作

1 使用目的の変更、転貸及び原形の変更をしないこと。

2 使用者は、その責に帰する事由により使用物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときはそ の損害に相当する金額を損害賠償として支払うものとする。

3 使用条件に違反した場合は、いつでも許可を取り消すことがある。

様式第3号(第3条関係)

指令 第 号

行政財産使用許可書

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、次の条件を付して許可します。

年 月 日

島根県病院事業管理者

印

(規程第13条により委任を受けた者)

条件

(使用許可の物件)

- 第1条 使用を許可する物件(以下「許可物件」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 区分
 - (4) 数量
 - (5) 使用部分 別図のとおり

(指定する用途)

第2条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、許可物件を の用に供しなければならない。 (使用許可の期間)

- 第3条 使用を許可する期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 2 使用者は、使用期間の満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了(の2月前)までに行政財産使用許可申 請書を提出しなければならない。

(使用料及び延滞金)

- 第4条 使用料は、年額 円 (1月 円)とする。
- 2 使用料は、 別に発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。
- 3 指定期日までに使用料を支払わないときは、別に定める延滞金を支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 使用料は、経済情勢の変動、法令の改廃、許可物件の増改築、模様替えその他の事情の変更に基づいて、特に 必要があると認める場合には、改定することができる。

(経費の負担)

第6条 使用者は、許可物件の維持保存のために通常必要とする経費のほか、許可物件に附帯する電気、水道、ガスそ の他の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

(維持保存)

第7条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって許可物件を維持保存しなければならない。

(使用上の制限)

- 第8条 使用者は、使用期間中、使用物件を第2条に指定する用途以外の用途に供してはならない。
- 2 使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、又は許可条件の全部若しくは一部の変更を求めようとする ときは、事前に書面で申し出て、県の承認を受けなければならない。
- 3 使用者は、許可物件を転貸する等第三者に使用させ、又は担保に供してはならない。 (使用許可の取消し又は変更)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。
 - (1) 許可物件を県が公用又は公共用に供するため必要とするとき。
 - (2) 使用者が許可条件に違反したとき。
 - (3) 不正の手段により許可を受けたとき。

(原状回復)

- 第10条 使用者は、使用の期間が満了したとき又は前条により使用許可を取り消され、若しくは変更されたときは、指 定された期日までに、自己の負担において、許可物件の全部又は一部を原状に回復して返還しなければならない。た だし、特に承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、県は、使用者の負担において、これを行うことができる。この場 合、使用者は、何らの異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

- 第11条 使用者は、自己の責に帰する事由により許可物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀 損による許可物件の損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、許可物件を現状に回復 した場合はこの限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、使用者は、この許可条件に定める義務を履行しないため県に損害を与えたときは、その 損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 使用期間が満了し、又は使用許可の取消しがあった場合において、使用期間中に使用者が許可物件に投じた有 益費及び必要費があっても、これを県に請求しないものとする。

(実地調査等)

第13条 病院事業管理者(規程第13条により委任を受けた者)は、許可物件について随時に実地調査を行い、その使用 に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。

(疑義の決定)

第14条 この使用許可について疑義があるとき又は許可物件の使用について疑義が生じたときは、全て病院事業管理者 (規程第13条により委任を受けた者)の決するところによる。

(教示)

この許可に不服があるときは、地方自治法第238条の7の規定によりこの許可があったことを知った日の翌日から起 算して60日以内に島根県病院事業管理者に異議申立てをすることができます。

注 規程第13条により委任を受けた者がする許可については、島根県病院事業管理者に対する審査請求とすること。

様式第4号(第16条関係)

年 月 日

島根県病院事業管理者

申請者 住 所 (法人の場合は所在地) 氏 名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名) ⑩

県有財産借受申請書

下記のとおり普通財産(行政財産)を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様

記

			名		称									
			所	在	地									
貸付ける	を希望する	る財産	種		類		□土地	□建物	J	□その他	()
			構造	又は均	也目									
			使月	月 数	量								(m², m	、本)
使 用	の目	的习	ては	用	途									
貸付け	トを受け	よう	とす	る期	間									
希	望		料		金									
そ の	他	必	要	事	項									
添	付	•	書		類	1	関係図面							
MW	1.1		Ħ		枳	2	法人にあっ	っては、	法人の)登記事項	証明書			

連絡先

様式第5号(第20条関係)

年 月 日

島根県病院事業管理者

申請者 住 所(法人の場合は所在地)

氏 名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名) 印

財産借受人住所氏名等変更届書

下記財産を借受中のところ次のとおり借受人の住所、氏名等を変更したので届けます。

様

記

借受財産の	名称	
所 在	地	
借 受 目	的	
契約締結年	月日	
借 受 期	間	
変更前	主所	
多 文 前 F	毛 名	
変更後	主所	
及义妆厂	氏 名	

様式第6号(第22条関係)

年 月 日

島根県病院事業管理者 様

申請者 住 所 (法人の場合は所在地)

氏 名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ⑥

県有財産地上権等設定申請書

下記の土地に地上権(地役権)を設定したいので申請します。

記

1 地上権(地役権)を設定する土地

所 在	地番	地目	地積	備考

- 2 地上権(地役権)設定の目的
- 3 地上権(地役権)設定の範囲
- 4 地上権(地役権)存続期間
- 5 登記すべき特約事項
- 6 添付書類
 - (1) 申請物件の利用計画書
 - (2) 地上権(地役権)の目的である土地及び地上権(地役権)を設定する範囲を明確に表示した図面(平面図及び立面図)
 - (3) 申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書
 - (4) 予算計画書
 - (5) 利害関係人の同意を必要とするものにあっては、その同意書

様式第7号(第23条関係)

県有財産借受書

- 1 借受物件
- 2 借受期間
- 3 借受けの目的
- 4 借用料
- 5 その他

借受物件の管理、返還等については、病院の指示を順守し、誠実にこれを行う。

上記のとおり県有財産を借り受けました。

年 月 日

借受人住 所氏 名

島根県病院事業管理者 様

様式第8号 (第26条関係)

行政財産使用許可(普通財産貸付)台帳					使用の目的																	
			面積	(数量)	使 用 者	(所在地、名称)																
			超目	(構造)																		
					使用料 (円)																	
					使用許可期間																	
	名称	所在 地	種 類	(種別)	使用許可年月日	及び指令番号	年 月 日	(第 号)														
		財産の表示			五																特記事項	

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。